

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)

目 次

- ◇ 告 示 農業振興地域の指定
- ◇ 公 告 毒物劇物取扱者試験の実施

告 示

鳥取県告示第七百二十一号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六
条第一項の規定に基づき、郡家町、八東町、佐治村、大栄町、中山町、岸
本町及び溝口町に係る農業振興地域を次のとおり指定する。
その関係図面は、鳥取県農林部農政企画課及び関係地方農林振興局に備
え置いて縦覧に供する。

昭和四十五年十月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

名 称

区

域

郡家地域

郡家町の区域のうち、次の区域を除いた区域

イ 国鉄因美線、町道奥谷下門尾線、町道青英小学校前線、県道
谷、郡家線大字福本と大字下門尾の境界、私都川左岸、福本農
道、県道郡家鹿野線、国鉄若桜線、県立八頭高等学校水泳プ
ール東角と県立図書館八頭分館北西の柱との見通し線、大字
久能寺七百三番地、安藤井手支線用水路、安藤井手幹線用水
路、宮谷農道、大字宮谷百八十番地、同百九十番地の二、同二
百番地の一、同二百番地の五、同二百番地の二、国道二十九
号線、町道郡家奥谷線、大字奥谷百六十四番地の一、同百八
十九番地、同二百十二番地の一、同二百十二番地の二、同二
百十三番地、郡家農山漁村揮発油税財源身替農道、花原川左
岸及び私都川左岸により囲まれる区域

ロ 第一号図から第七号図までの赤色で着色した区域

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条の規定
による鳥取森林計画区に係る地域森林計画（昭和四十一年十
二月鳥取県告示第七百三十三号）の郡家町の林班番号四十二
から四十四まで、五十三、五十五、五十九、六十二から六十
六まで及び七十の全部の区域並びに同林班番号二十、二十一、
二十五、三十五、三十九、四十一、四十五、四十七、四十八、
五十一、五十二、五十四、五十六、五十七、六十、六十一、
六十七、から六十九まで、七十一から七十七まで、八十二か
ら八十五まで、八十九、九十及び九十四の一部の区域並びに
昭和四十五年四月一日現在のスグ谷、深山、本谷、下毛原、
奥大滝外、内源山及び本谷官行造林地の全部の区域

<p>八東地域</p> <p>八東町の区域のうち、次の区域(第一号図から第十二号図までの赤色で着色した区域)を除いた区域</p> <p>水ノ山 後山 那岐山国定公園に係る特別保護地区及び特別地域、森林法第五条の規定による八頭森林計画区に係る地域森林計画(昭和四十年十二月鳥取県告示第六百七十号)の八東町の林班番号二、五、六、二十から二十七まで、二十九から三十二まで、三十七、三十九、四十七、五十一、五十四から五十六まで、五十八から六十一まで及び六十三から六十五までの全部の区域並びに同林班番号七、二十八、三十三から三十六まで、三十八、四十、四十三、五十、五十七、六十二、六十六から六十九まで、七十一、七十三及び七十四の一部の区域並びに昭和四十五年四月一日現在の国有林の林班番号七、千九から千十一まで及び千二十三から千二十六までの全部の区域並びに同林班番号八の一部の区域</p>	<p>佐治地域</p> <p>佐治村の区域のうち、次の区域(第一号図から第七号図までの赤色で着色した区域)を除いた区域</p> <p>森林法第五条の規定による八頭森林計画区に係る地域森林計画(昭和四十年十二月鳥取県告示第六百七十号)の佐治村の林班番号五、六、十五、十七、二十から二十二まで、二十五及び二十八から三十一までの全部の区域並びに同林班番号二、七、八、十一、十二、十四、十九、二十一、二十三、三十八及び四十の一部の区域並びに昭和四十五年四月一日現在の国有林の林班番号八十五から百七までの全部の区域並びに大原ほか二官行部林地の全部の区域</p>
<p>大栄地域</p> <p>大栄町の全域</p>	<p>中山地域</p> <p>中山町の区域のうち、次の区域(第一号図から第五号図までの赤色で着色した区域)を除いた区域</p> <p>大山隠岐国立公園に係る特別地域、森林法第五条の規定による米子森林計画区に係る地域森林計画(昭和四十二年十二月鳥取県告示第八百二十一号)の中山町の林班番号十三の全部の区域並びに同林班番号七、十六、三十五及び三十六の一部の区域並びに昭和四十五年四月一日現在の国有林の林班番号八十七及び千九の一部の区域並びに大谷ほか四及び中山原ほか二の官行造林地の全部の区域並びに中山原官行造林地の一部の区域</p>
<p>岸本地域</p> <p>岸本町の区域のうち、次の区域(第一号図から第五号図までの赤色で着色した区域)を除いた区域</p> <p>大山隠岐国立公園に係る特別地域、森林法第五条の規定による米子森林計画区に係る地域森林計画(昭和四十二年十二月鳥取県告示第八百二十一号)の岸本町の林班番号六の全部の区域並びに同林班番号二、七及び八の一部の区域並びに昭和四十五年四月一日現在の国有林の林班番号九十九の全部の区域並びに同林班番号百及び百一の一部の区域並びに昭和四十五年四月一日現在のゴルフ場の全部の区域</p>	<p>溝口町の区域のうち、次の区域(第一号図から第十三号図までの赤色で着色した区域)を除いた区域</p> <p>大山隠岐国立公園に係る特別地域及び集団施設地区、森林法</p>

第五条の規定による米子森林計画区に係る地域森林計画(昭和四十二年十二月鳥取県告示第八百二十一号)の溝口町の林班番号十二、十六、十七、十九から二十四まで、二十六、二十七、三十、三十二から三十五まで、三十七、七十二、七十五から八十三まで、八十五から九十七まで及び九十九から百七までの全部の区域並びに同林班番号二十五、三十一、三十六、三十九、四十三、四十五から四十八まで、七十三、七十四及び九十八の一部の区域並びに昭和四十五年四月一日現在の国有林の林班番号千二十二から千二十五までの全部の区域、国立鳥取大学演習林地の一部の区域、陸上自衛隊演習場の一部の区域及び高取官行演習林地の一部の区域

公 告

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和45年10月31日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

- 1 期日及び場所
昭和45年12月2日(水曜日)午前10時から午後3時まで
鳥取市東町 鳥取県庁講堂
- 2 試験科目

(二) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物(農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則(昭和26年厚生省令第4号。以下「規則」という。)別表第1に掲げる毒物及び劇物特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第2に掲げる劇物に限る。)の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験

毒物及び劇物(農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第2に掲げる劇物に限る。)の識別及び取扱方法

3 受験手続

受験希望者は毒物及び劇物取締法施行細則(昭和26年3月鳥取県規則第9号)別記第1号様式の受験申請書に次の書類を添えて、所轄保健所長を経由して知事に提出すること。

- (1) 履歴書
 - (2) 戸籍抄本
 - (3) 写真(申請前6箇月以内に脱帽で上半身を撮影した名刺形の台紙のないもの)2枚
 - (4) 精神病者又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者、おし、つんば、盲又は色盲でないことを証する医師の証明書
4. 受験手数料及びその納付方法
- (1) 受験手数料 500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験申請書にはりつけること。この場合消印しないこと。

5 受験申請書の提出期限

昭和45年11月18日

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】